

沿道建築物の耐震診断を義務化する路線の指定と補助制度の創設について

平成 25 年 11 月 25 日に建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」といいます。)が改正され、市が特に重要な路線として指定した路線の沿道における一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物)の所有者に対して、耐震診断が義務化され、市がその結果を公表することとなりました。このことから、市としてその路線を指定するとともに、耐震診断等に対する補助制度を創設し、更なる耐震化の推進を行います。

1 沿道建築物の耐震診断を義務化する路線の指定及びその高さの基準について

(1) 路線の指定について

相模原市地域防災計画で定める緊急輸送道路である県指定第 1 次確保路線、県指定第 2 次確保路線、市指定第 1 次確保路線及び市指定第 2 次確保路線を対象として相模原市耐震改修促進計画に位置付けることにより路線を指定します。

指定する路線は法第 6 条第 3 項に 2 種類規定されており、それぞれ次のとおり指定します。

ア 特に重要な路線(法第 6 条第 3 項第 1 号)

神奈川県警察が地震災害時に交通規制を行うことができる緊急交通路指定想定路線のうち、人口集中地区を通過し、広域ネットワークを形成するもの並びに神奈川県が横浜市、川崎市及び本市との協議の上で示した重要路線を勘案し、表 1 のとおり特に重要な路線を指定します。

これにより、特に重要な路線に指定された沿道における一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物の所有者に対しては、期限内に耐震診断を実施することが義務化され、その結果が公表されることとなります。

イ その他の緊急輸送道路(法第 6 条第 3 項第 2 号)

特に重要な路線以外の緊急輸送道路については、その沿道における一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震化に関する指導、助言及び指示ができる路線として指定し、積極的に耐震化の知識の普及と啓発に努めるものとしします。

表 1 特に重要な路線の一覧

路線名	市内における指定区間
中央自動車道	全線
国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)	全線
国道 16 号	全線

国道20号	全線
国道129号	全線
国道412号	国道413号交点(三ヶ木)～国道20号交点
国道413号	国道16号交点～国道412号交点(三ヶ木)
県道46号(相模原茅ヶ崎)	全線
県道51号(町田厚木)	全線()
県道52号(相模原町田)	東京都境～首都圏中央連絡自動車道 相模原愛川IC
県道54号(相模原愛川)	全線

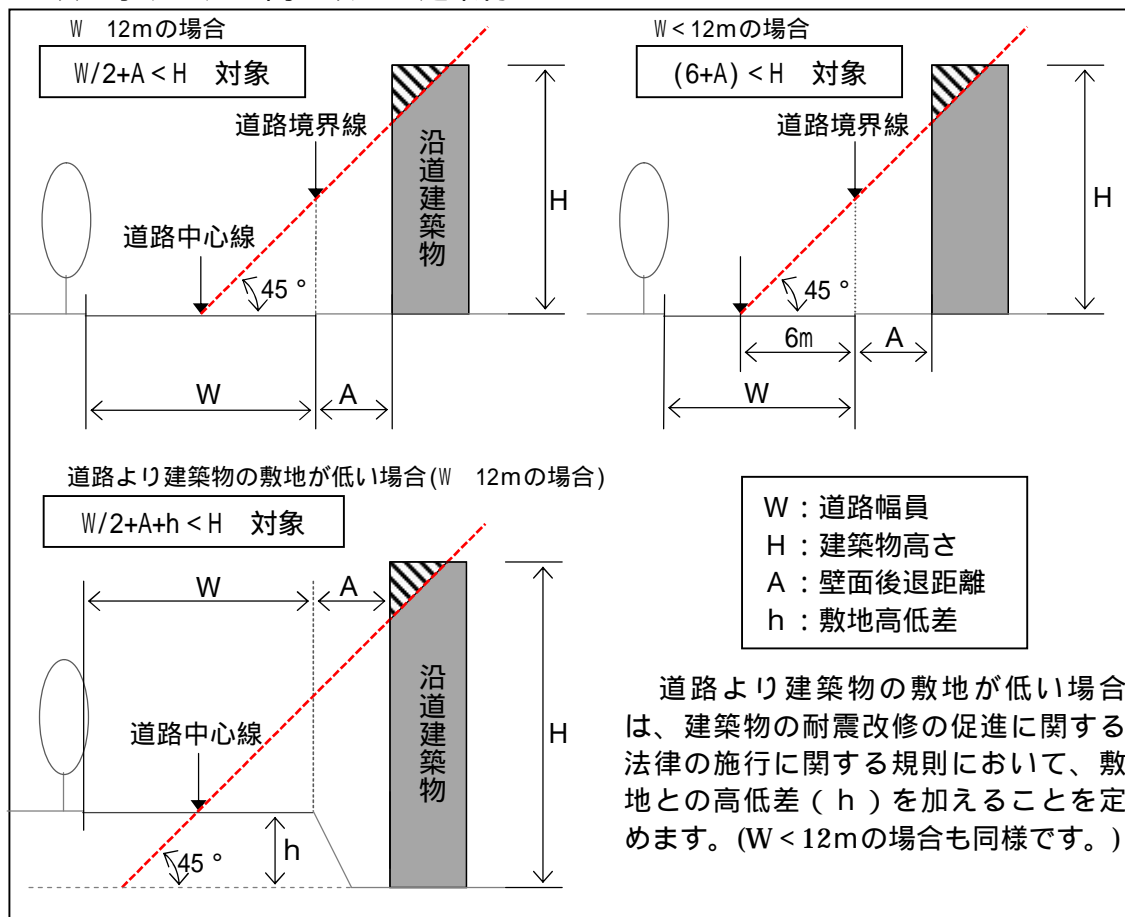
道路拡幅工事が完了していない一部の区間(市道南台36号交点から市道南台25号交点まで)を除く。

(2) 対象となる建築物の要件

以下の要件を満たす建築物が対象となります。

ア 旧耐震基準の建築物(昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物)

イ 次に示す一定の高さ以上の建築物



2 路線の指定年月日と耐震診断の結果の報告期限について

路線の指定年月日は、平成27年4月1日です。また、市への耐震診断の結果の報告期限は、平成31年3月29日です。なお、耐震診断の結果は、報告期限後に市でとりまとめて公表します。

3 補助制度の創設について

平成27年度から、耐震診断の実施とその結果の報告が義務化される沿道建築物の耐震化を促進するため、表2のとおり、補助制度を創設し、対象となる建築物の所有者に対して、耐震診断から改修工事までの一貫した補助制度による支援を実施します。なお、対象となる建築物の所有者は、国の耐震対策緊急促進事業による直接補助及び本市の補助制度が利用できます。これにより、特に耐震診断の補助制度については、自己負担が少なくなるような制度となっています。

表2 創設する補助制度

補助の区分	本市の補助制度		国の直接補助	補助期間
	補助率	限度額	補助率	
耐震診断	5 / 6	国の交付金で定める額に基づき算出	1 / 6	3年間
改修計画	2 / 3	350万円	1 / 6	6年間
改修工事	2 / 3	2,000万円	1 / 15	6年間

4 周知方法について

耐震診断が義務化された建築物の所有者に対し、個別に周知を図ります。

問 い 合 わ せ 先
建 築 指 導 課
電 話 042-769-8252(直通)